

令和7年7月4日

23区初!

TAKANAWA GATEWAY CITY の食品廃棄物リサイクル施設を 再生利用業に指定しました

区は、23区で初めて、TAKANAWA GATEWAY CITYにおけるJ R東日本グループの食品廃棄物リサイクル施設を再生利用業として指定^(※)しました(令和7年7月1日付)。これにより、食品廃棄物が確実にリサイクルされ、区の課題である事業系ごみの削減に繋がります。

また、指定証の交付式を7月11日(金曜)に港区役所本庁舎にて行います。

(※)再生利用業の指定について…区内で一般廃棄物の処理を業として行うには、原則として区長の許可が必要です(廃棄物処理法第7条)。ただし、再生利用が確実に認められる一般廃棄物のみを処理し、区長の指定を受けた事業者については、この許可が不要となります。

概要

◆ J R東日本グループによる食品廃棄物のリサイクル施設設置

J R東日本グループは、TAKANAWA GATEWAY CITYに食品廃棄物のリサイクル施設を設置し、商業施設や飲食店などから出る食品廃棄物を資源として再利用する予定です。このスキームにより、年間約1,000トンの可燃ごみの削減が見込まれるとともに、施設で生成されたバイオガスをもとに、ホテルの給湯において熱エネルギーとして活用され、年間約144トンのCO₂削減となります。



<運営スキームのイメージ>

※J R東日本提供

◆ 指定証交付式

日時 令和7年7月11日(金曜)
13時15分~13時30分

会場 港区役所本庁舎 区長応接室

出席者 鈴木均 株式会社J R東日本環境アクセス 代表取締役社長
清家愛 港区長

※会場での取材を希望される場合は、令和7年7月9日(水曜)17時までに、下記問合せ先までご連絡ください。